

# 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（抜粋編集）

## 1 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の事由及び保育必要量の決定は、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当することにより、決定します。

保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	<p>(1) 保護者が居宅外で原則として月64時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。</p> <p>ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。</p> <p>イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1か月以内に就労するもの。)</p> <p>(2) 保護者が居宅内で原則として月64時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)</p>	<p>ア 月120時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。</p> <p>イ 月64時間以上労働する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。</p>
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	<p>(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)</p> <p>(2) 出産は妊娠85日以上分娩とし、死産及び流産を含むものとする。</p>	<p>保育標準時間の区分とする。</p>
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	<p>(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。</p> <p>(2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。</p> <p>(4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。</p>	<p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>
4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	<p>(1) 親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。</p> <p>(2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。</p> <p>(4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。</p> <p>(6) 常時介護とは、病院等で原則として月64時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。</p> <p>なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月64時間以上付添をしているものを含む。</p>	<p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>

5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。
6 保護者が、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているもの。 ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要なと認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。
7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として月64時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。	ア 月120時間以上就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上就学する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。
8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。((1)に該当する場合を除く。)	保育標準時間の区分とする。
9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。(いわゆる年長組) (2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。	保育短時間の区分とする。
10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 (3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。	福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。